

答 申 書

第1 審査会の結論

我孫子市長（以下「実施機関」という。）が、特定個人の生活保護受給に係る届出、居住地、居留地及び住民登録住所に係る文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで公開請求（以下「本件公開請求」という。）を拒否した決定（平成26年7月29日付け健社第174号）は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、平成26年7月22日付けで、実施機関に対して、ある特定個人（以下「A」という。）の生活保護受給に係る届出、居住地、居留地及び住民登録住所の公開請求を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、平成26年7月29日付けで、情報の存否を明らかにせずに非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として平成26年9月29日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公開請求に対し、平成26年7月29日付け健社第174号により実施機関が行った本件処分の取り消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 所有するアパートの一室をAに貸していたが賃料の滞納があり、さらに、Aは家財道具をそのまま残し、部屋の原状回復をせずに出て行き、行方が分からなくなった。
- (2) 条例第9条は、非公開とする正当な理由が存在する場合に、存否を明らかにせずに非公開を可と定められていると理解されるが、本件の場合には条例第7条第2号ただし書ウにより、当然公開

される情報であるので、第9条を理由とする非公開は失当である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件公開請求に対し情報の存否を明らかにせず非公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 非公開の理由について

条例第9条の存否を明らかにしないことができる情報に該当するため、非公開とした。

2 本件処分の理由について

- (1) 条例第7条第2号ただし書ウの趣旨は、その性質上手厚く保護されるべき個人に関する情報であっても、これに優越する公益性がある場合には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公開することが必要と認められる場合に公開することができるというものである。
- (2) 「公開することが必要と認められる情報」に該当するかどうかは、非公開とすることにより保護される利益と、公開することにより保護される利益を比較衡量して判断することになる。
- (3) 本件において、公開することにより保護される利益は、私人間の賃貸借契約に基づく賃料債権等であり、これは、居住地、居留地及び住民登録住所という、まさに「個人に関する情報」として非公開とすることにより保護される利益を有する情報に優越する公益性があるとは認められない。
- (4) 異議申立人が公開請求している情報が実施機関にあると仮定しても、当該情報は非公開情報に該当する。
- (5) 本件においては、「当該情報は存在するが、非公開情報に該当する」、又は「当該情報は存在しない」と回答するだけで非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらすこととなるから、条例第9条に規定する存否を明らかにしないことができる情報に該当し、情報の存否を明らかにしないで非公開とすることができる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第2号及び同号ただし書ウ該当性について

本件公開請求に係る情報は、Aの生活保護受給に係る届出、居住地、居留地及び住民登録住所である。仮にこれらの情報を実施

機関が保有するとした場合、これらの情報（Aの生活保護受給の有無並びに我孫子市での居住の有無及び具体的居住場所）は、条例第7条第2号本文にいう特定の個人を識別することができる情報であり、非公開情報としての個人に関する情報に該当する。

一方、個人に関する情報であっても、条例第7条第2号ただし書に該当する場合は、非公開情報の例外となる。異議申立人は、本件公開請求に係る情報が条例第7条第2号ただし書ウに該当する旨主張しているので、同ただし書ウの該当性を検討する。

同ただし書ウの趣旨及び比較衡量の考え方は、概ね実施機関の説明のとおりである。

本件において、公開することにより保護される利益は、異議申立人とAという私人間の賃貸借契約に基づく賃料や部屋の原状回復費用といった債権であるところ、Aの生活保護受給に係る届出、居住地、居留地及び住民登録住所に係る情報が個人に関する情報として非公開とすることによって保護される利益を犠牲にしてまで保護しなければならない優越的利益や公益性は、上記債権には認められない。

よって、本件公開請求に係る情報は、条例第7条第2号ただし書ウには該当せず、原則どおり個人に関する情報として非公開情報となる。

(2) 条例第9条の該当性について

条例第9条の存否を明らかにしないで非公開とすることができる場合とは、公開請求に対し、「当該情報は存在するが非公開となる。」又は「当該情報は存在しない。」と回答するだけで非公開情報を公開した場合と同様の結果をもたらす、非公開情報の規定により保護される利益が害される場合をいう。

本件公開請求に係る情報は、Aの生活保護受給に係る届出、居住地、居留地及び住民登録住所であり、もし仮に「これらの情報は存在するが非公開となる」又は「当該情報は存在しない」と回答すると、Aの生活保護の受給の有無並びに我孫子市での居住の有無及び具体的居住場所に係る事実が明らかとなり、非公開情報であるAの個人情報公開されることになることは明らかである。

よって、本件公開請求に係る情報については、その存否を明らかにすることにより、条例第7条第2号の個人に関する情報を公開することになるので、条例第9条に該当する。

2 結論

以上により、上記「第1 審査会の結論」のとおり、判断するものである。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問案件について、以下のように審査を行った。

年 月 日	内 容
平成27年1月20日	諮問(平成27年1月20日付け健社第418号)
平成27年1月23日	実施機関から理由説明書を受理
同日	異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
平成27年2月6日	審議
平成27年2月16日	実施機関から補充理由説明書を受理
平成27年5月26日	審議
平成27年6月19日	答申